

令和2年5月7日

利用者 各位

旭川市長 西川 将人

旭川市児童館指定管理者

ワーカーズコープ指定管理者グループ

## 児童センター臨時休館期間 再延長のお知らせ

日頃より、児童センターをご利用くださり厚く御礼申し上げます。

さて本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年5月7日から令和2年5月10日まで、市内全児童センター6館の臨時休館期間を延長したところですが、

しかしこの度、これまで発令されておりました国からの「緊急事態宣言」の期間が令和2年5月31日まで延長されたこと、また北海道内における感染者発生状況が依然として高い水準で推移していること等を踏まえ、市有施設等の臨時休館期間について再考した結果、本市としましても、引き続き集団による感染拡大防止を図り、子どもたちをはじめ利用者の皆様の生命と健康を守るため徹底した対策を講じる必要があるとの判断に至りましたことから、児童センターについても、臨時休館期間を更に延長することといたしました。

利用者の皆様におかれましては、皆様の健康と安全を第一に考え取り組むこの度の措置に対し、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【臨時休館を延長する期間】

**令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで**

- ※ 上記期間中は、夜間についても使用中止といたします。
- ※ 令和2年6月分以降の夜間使用の申請受付につきましては、臨時休館期間が解消されましたら、改めて御案内いたします。
- ※ 今後の社会情勢等によっては、休館期間を延長する可能性がございます。

（問合せ先）

旭川市 子育て支援部 子育て支援課 青少年係

電話0166-25-9847（平日午前8時45分から午後5時15分まで）